

プロジェクト リース

項目 第 152 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 152 回リース会計専門委員会（2024 年 7 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借地権の設定に係る権利金等に関する取扱い

2. 事務局提案に同意する。
3. 残存価額の設定を認める場合、残存価額の見直すときに遡及適用を行うのか、将来にわたり会計処理を行うのかを明らかにした方が良く考える。
4. 残存価額の設定を認める場合、適用初年度の期首時点の残存価額を償却開始時点の残存価額として設定する経過措置を設けてはどうかと考える。

単体財務諸表への適用

（連結会社相互間のリースにおける借手のリース期間の決定）

5. 連結会社相互間のリースの便法を設けない理由を結論の背景に記載するのであれば、企業集団の方針に従って会計上の見積りが変わり得ると読める記載や、子会社が企業集団の方針を親会社に確認することが必須であるかのように読める記載は行わない方が良く考える。

（税法への影響に関する検討）

6. 事務局提案に反対する。貸手のファイナンス・リースに関する会処処理において、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下、「第 2 法」という。）を廃止することについて、個別財務諸表においてのみ特段の手当を行う会計上の論拠を見出し難いものの、廃止するにより生じるコストと得られるベネフィットが見合わないと思う。すなわち、仮に第 2 法の廃止により税法が変更された場合、貸手に多額の資金負担が生じる一方で、個別財務諸表は年 1 回しか開示されないことを踏まえると売上の純額表示に関する情報を注記すれば投資家の有用性は損なわれなないと考える。また、企業会計基準委員会の中期運営方針において会計基準を開発するにあたり関連諸法規も考慮の対象と

なるとされていることから、個別財務諸表において第 2 法を適用可能としていただきたい。

適用時期

7. リースに関する会計上の取扱いと税法上の取扱いが決まらなるとシステム対応が進められないことや、非財務情報の強制開示の制度化に伴う対応により企業の負担が大きいことには十分配慮いただいた上で適用時期を決定いただきたい。強制適用時期まで 3 年は確保して、任意適用を認めることが良いと考える。

「リースに関する会計基準」の文案

8. 本会計基準案第 3 項ただし書きの文案を変更しない場合、企業が複数の事業を行っているときにリース業に関連するライセンスの供与がただし書きの対象になることが分かるように結論の背景の方で明確化いただきたい。
9. 本会計基準案第 15-2 項の再リース期間の定義に関して、「再リースに係るリース期間」ではなく、「再リースに係る対象期間」とする方が良いと考える。
10. 本会計基準案第 15-2 項の再リースの定義に関して、本適用指針案 BC70 項に記載の再リースの説明を本会計基準案の結論の背景に記載してはどうかと考える。
11. 本会計基準案第 21 項の「変動するリースに係る使用料」は、「変動する使用料」又は「変動するリース料」にしてはどうかと考える。
12. 本会計基準案第 31 項の「リース・インセンティブ」は、我が国においてどのような取引がリース・インセンティブに当たるのか結論の背景で例示した方が良いと考える。
13. 本会計基準案 BC35 項(5)において本会計基準案の修文案 BC40-2 項への参照を追加してはどうかと考える。

「リースに関する会計基準の適用指針」の文案（本文及び結論の背景）

14. 本適用指針案第 67 項ただし書きに関しては、第 150 回リース会計専門委員会で示された文案の「ただし、売上高と売上原価の差額（以下「販売益相当額」という。）が貸手のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、原資産の帳簿価額（付随費用がある場合

- はこれを含める。)をもって売上高及び売上原価とし、当該販売益相当額を利息相当額に含めて処理することができる。」の方が良いと考える。
15. 本適用指針案第 71 項に関して、リースを主たる事業としている企業以外の企業では、未経過の貸手のリース料及び見積残存価額が営業債権に含まれない場合もあるため、「当該期末残高」は残す必要があると考える。
 16. 本適用指針案第 78 項の修正案に同意するものの、「契約期間における使用料の総額」は「契約期間におけるリース料の総額」としない理由を確認したい。
 17. 本適用指針案の修正案第 116-2 項の「前項を適用した適用初年度の期首のリース」の前に企業会計基準適用指針第 16 号の定めによって定額法又は利子込法により会計処理していたリースが対象であることを記載した方が趣旨は明確になると考える。
 18. 借地権の権利金等の残存価額の設定を認める場合、本適用指針案第 123 項の権利金等に係る償却計算の経過措置の記載の中で残存価額に関する経過措置を定めた方が良いと考える。
 19. 本適用指針案の修正案第 127-2 項の定期借地権の設定に係る権利金に関する経過措置については、従来の処理から変更することを明確に記載すべきと考える。
 20. 本適用指針案の修正案 BC20-2 項の「会計基準第 3-2 項を適用する場合を除き」は、「会計基準第 3 項(3)ただし書きを適用する場合を除き」が正しいと考える。
 21. 本適用指針案の修正案 BC104-2 項の 2 段落目にある「契約期間における使用料」は「貸手のリース料」のままで良いと考える。
 22. 本適用指針案の修正案第 BC104-2 項の 4 段落目にある「再リース期間を加えた期間を選択する場合」には本適用指針案第 78 項と合わせて当該貸手のリース期間に無料貸借期間が含まれる旨の記載が必要であると考え。

「リースに関する会計基準の適用指針」の文案（設例）

23. 設例 7 の修正案に関して、固定資産税を含む契約対価であれば固定資産税を含む按分計算、固定資産税を含まない契約対価であれば固定資産税を含まない按分計算とするのが適切であり、リースを構成する部分の独立販売価格及びリースを構成しない部分の独立販売価格に対応する固定資産税の金額をそれぞれに記載することで対応する方法もあると考える。

改正「収益認識に関する会計基準」の文案

24. 修正案第 104-2 項に関して、「リース会計基準の改正により、リース会計基準第 3 項ただし書きを適用するときを除き」という記載を追加した方が良いと考える。

以 上